

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会 情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会(以下、「当協議会」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当協議会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(当協議会の責務)

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当協議会は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、本規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 当協議会は、法令及び各種規定に従う。

(公表)

第6条 当協議会は、法令の規定に従い、委員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、委員の報酬並びに費用に関する規定を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

(書類に備置き等)

第7条 当協議会は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 当協議会は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、事務局長の指定する場所とする。
2 前条の規定に基づき書類の閲覧等の可能な日は、当協議会の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当協議会の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当協議会は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当協議会は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表委員が定める。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、委員会の決議により定める。

(管理)

第12条 当協議会の情報公開に関する事務の所轄部署は、事務局とする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、委員会の決議による。

附 則

本規程は、2024年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、2024年6月23日から施行する。

別表

対象書類等の名称	保存期間
1. 定款及び諸規定	永久
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類	5年間
3. 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類	永久
4. 監査報告、会計監査報告、委員の名簿、委員の職歴及び賞罰を記載した書類、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年間
5. 総会議事録、委員会議事録及び監査録	永久
6. 会計帳簿及びその他関係書類	10年間

様式1

閲覧等申請書

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会
代表 多田 健太郎 殿

申請月日 ____年__月__日

申請者 _____
申請者住所 _____

電話番号 _____

以下のとおり、閲覧・謄写を申請いたします。(該当するものを○で囲んでください)

なお、私(申請者)は、下記の目的にしたがって閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的

閲覧等を求める書類(該当するものを○で囲んでください)

1. 定款及び諸規定
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類
3. 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類
4. 監査報告、会計監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
5. 総会議事録、委員会議事録及び監査録
6. 会計帳簿及びその他関係書類
7. その他()

